

理事及び監事並びに評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄協会（以下「本会」という。）定款第20条第3項及び第36条第3項の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 使用人兼務役員とは、本会の職員であって本会の理事を兼ねている者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員及び非常勤役員等)

第3条 会長、副会長、沖縄平和祈念堂担当理事、理事、監事及び評議員は、非常勤とする。

2 専務理事は、常勤とする。

(常勤役員の報酬等)

第4条 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、その額は30万円とする。

3 前項の報酬の支給日及び支給方法は、別に定める職員を対象とする職員給与規程に準ずる。

4 常勤役員には、役員賞与を支給しない。

(代表理事及び業務執行理事の報酬)

第5条 会長に月額10万円を報酬として支給する。

2 副会長に5万円を報酬として支給する。

3 沖縄平和祈念堂担当理事に月額10万円を報酬として支給する。

4 前3項の支給日及び支給方法は、別に定める職員を対象とする職員給与規程に準ずる。

(使用人兼務役員の使用人分の給与等)

第6条 使用人兼務役員の使用人分給与の月額は別に定める職員給与規程を基本に、理事会の承認を得て会長が決定する。

2 使用人兼務役員には、前項で定める給与のほか、職員退職手当支給規程に基づく退職手当を支給することができる。

(非常勤役員、評議員の報酬)

第7条 非常勤役員（沖縄平和祈念堂担当理事を除く。）及び評議員に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は、一人一日当たり源泉徴収税額差引後1万円となる金額とする。

3 前項の報酬は、その都度現金又は銀行振込みで支給する。

(退職金)

第8条 使用人兼務役員を除く役員等には、退職金を支給しない。

(公表)

第9条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。